

建設候補地を5カ所に絞りました。

市は現在、本庁舎建設候補地の再選定を行っています。今回は、第一次評価の結果と今後の予定について、お知らせします。

候補地再選定の経過

昨年12月、農地法等の一部を改正する法律が施行されました。この改正に伴い、国営・県営かんがい排水事業等の土地改良事業の受益地は、事業完了年度の翌年から8年が経過しないと、庁舎・学校・病院等に転用する目的で農振除外をすることができなくなりました。

昨年7月に策定した「本庁舎等建設基本構想」で示した3カ所の候補地（ゾーン）は、いずれもこの「受益地」を多く含んでいます。そこで市では、本庁舎建設庁内プロジェクトチームと庁内候補地

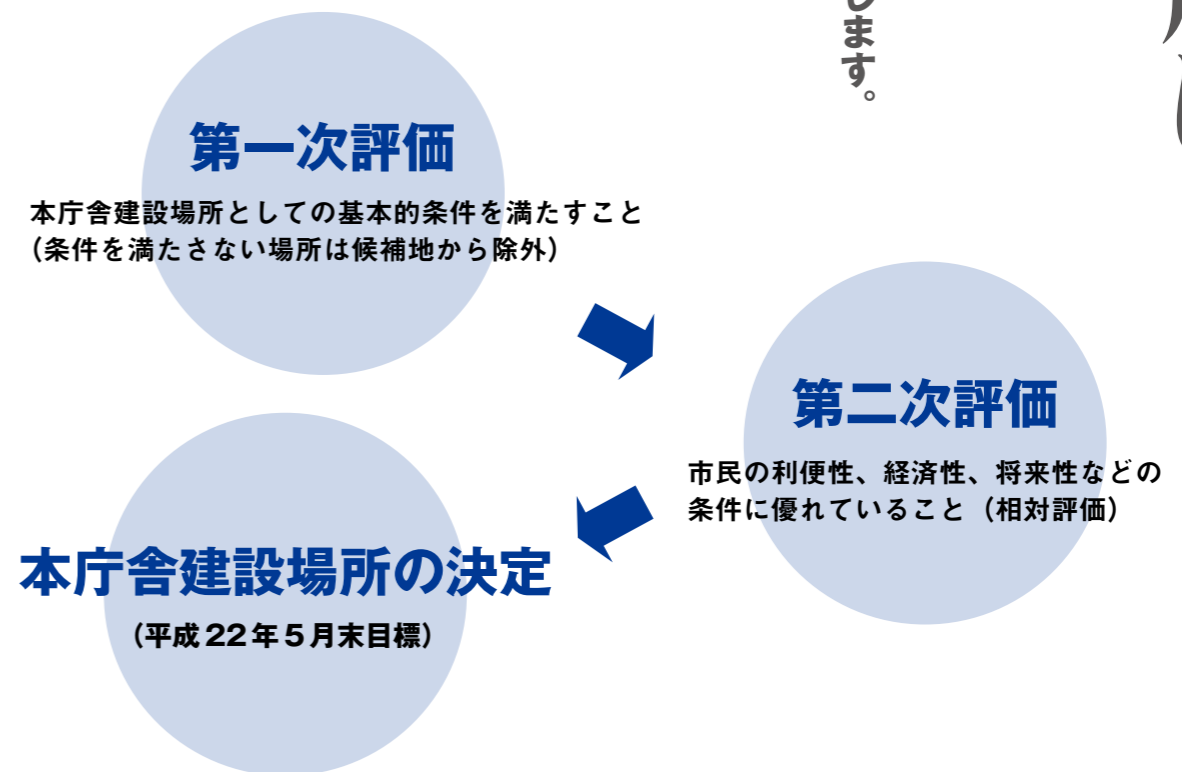
選定作業部会（以降、プロジェクトチーム、作業部会）を組織し、昨年11月の市民説明会でいただいた意見などを参考にしながら、豊科地域の市街化区域内で候補地を新たに選定しています。

今回は、候補地再選定の第一次評価の内容と評価結果等についてお知らせします。

どのようにして候補地を選定するの？

本庁舎の建設場所を選定するためには、市民の利便性はもちろん、地域振興や経済性、将来性など、さまざまな角度から候補地を評価する必要があります。

（図1）建設場所が決まるまでの流れ



プロジェクトチームと作業部会では、この評価を「第一次評価」と「第二次評価」の2段階に分け、候補地を選定することを確認しました（図1）。建設場所の決定は本年5月末を目標にしています。

第一次評価の内容と結果

プロジェクトチームと作業部会は2月16日、建設の基本的条件を評価する第一次評価を実施しました。

（表1）第一次評価の評価項目

評価項目	評価の視点
I. 農振法関連の法規制	庁舎建設ができない農振地域内農地の国営・県営かんがい排水事業の受益地を除く
II. 都市計画法関連の法規制	原則として庁舎建設ができない市街化調整区域の土地を除く
III. 敷地の安全性	防災マップに示された被害想定地域内の土地を除く
IV. 基本構想の候補地との整合	基本構想で示した3カ所の候補地のいずれかの周辺に位置しない土地を除く

（図2）5カ所の建設候補地



（表2）第二次評価の評価項目

第二次評価【相対評価】	評価項目
利便性・地域振興	I. 人口の集積 II. 交通事情 III. 支所機能統合の可能性 IV. 周辺施設との相乗効果
経済性	V. 用地買収費及び移転補償費等 VI. 敷地周辺のインフラ整備
まちづくり・将来性	VII. まちづくり関連の計画等との整合 VIII. 周辺環境への影響 IX. 敷地面積及び駐車可能台数

本庁舎の建設候補地に関する説明会を開催

建設候補地の選定経過や今後の予定等について、市民の皆さんにご説明申し上げるため、次の日程で説明会を開催します。皆さんの率直なご意見をお聞かせください。

- 日時 3月27日（土）午後3時～
- 場所 豊科ふれあいホール（豊科保健センター2階）
※駐車場が限られていますので、なるべく乗り合わせてご来場ください。
- その他 ・当日は市長が出席する予定です。
・手話通訳者を配置します。

27年度末までのしゅん工を予定

第一次評価を終え、3月8日から15日にかけて、候補地内に居住する地元住民の皆さんを中心に、今後の予定などを説明し、率直なご意見などをお聞かせいただく説明会を開催しました。また、3月27日には、市民全体を対象にした説明会を開催する予定です。今後

は、さまざまな評価項目（表2参照）に沿って評価作業を行う第二次評価を進め、本年5月末までを目標に建設場所を1カ所に決定します。そして、建設基本構想の内容をより具体的に示した（仮称）建設基本計画を本年秋ごろを目標に策定する予定です。その後、（仮称）建設基本設計、（仮称）建設実施設計を経て、平成27年度末までのしゅん工を目標にしています。